

導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

令和2年国勢調査では、吉野町の人口は6,229人（平成27年と比べて15.8%減少）となり、人口減少が続いている。年齢3区分人口からも本町では平成30年度に老人人口比率と生産年齢比率が逆転し老人人口比率は年々増加傾向で、国や奈良県の人口構成（人口3区分）と比較すると、年少人口比率は6%程度、生産年齢人口比率は15%程度、それぞれ低くなっている。老人人口比率は20%程度高くなっている。これらから、全国および県よりも少子高齢化が進んでいることがわかる。

本町では、「吉野町第5次総合計画」に掲げる『「ひと」がつながり「ひと」が輝き「ひと」が潤う 感動生まれる 吉野町』の実現に向け、令和3年に改訂した「吉野町人口ビジョン」の中で目標人口を「2030（令和12年）に5,000人程度を維持すること」、「2040（令和22年）に3,800人程度を維持すること」と設定している。

吉野町の産業は、古くから豊富な森林資源を活かした林業・製材業、吉野材の端材を利用した製箸業等の木材関連産業が基幹産業として重要な位置を占めている。

「令和3年経済センサスー活動調査ー」における本町の総事業所数は581件となっており、割合順では製造業が25.9%、卸売業・小売業が23.4%、宿泊業・飲食サービス業が10.4%、建設業が9.2%を占めている。

中小企業者が所有している設備は特に老朽化が進んでいる物が多く、生産性向上に向けた足枷になっている状況にある。今後、少子高齢化や人手不足等の厳しい事業環境を乗り越えるためにも中小企業者が所有する老朽化が進む設備を生産性の高い設備へと一新させ、中小企業者自身の労働生産性の向上を図ることが必要となっている。

(2) 目標

先端設備等の導入を促進することにより、中小企業の経営の安定化を図るとともに地域経済の活性化、地域産業の担い手確保に繋がるよう取り組みを進める。加えて地域産業関連の起業・創業の意欲を高め、特に次世代を担う若者が働きたいと感じる職場環境の創出を図る。

この目指すべき将来像を実現するため、本計画期間中10件程度の先端設備等導入計画の認定を目標とする。

(3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定した中小企業者の労働生産性（中小企業等の経営強

化に関する基本方針に定めるものをいう。) が年率3%以上向上することを目標とする。

2 先端設備等の種類

第2期吉野町まち・ひと・しごと創生総合戦略の中で、地域経済を活性化し、安定した雇用を創出するために、「『産官学金労言』による連携体制の構築を基本とし、歴史・文化・産業を掘り起こし、研きをかけ、世界に発信する魅力ある地域産業づくりに取り組む」ことを基本目標と定めている。幅広い分野において社会情勢の変化や消費者のニーズに対応するためにも、先端設備等の種類については、中小企業等経営強化法施行規則第7条第1項に定める先端設備等全てとする。

ただし、町内に住所を有する個人、もしくは町内に本支店を有する法人以外の太陽光発電設備に関しては、景観や環境に配慮し、町内の自己の所有に属する建物に設置するものに限るものとし、それ以外の設備（土地に自立して設置するものなど）は対象としない。

3 先端設備等の導入の促進の内容に関する事項

(1) 対象地域

木材関連産業、観光関連産業、農業関連産業等、町全域で地域特性により多種多様な中小企業者が点在することから対象地域を限定しない。

(2) 対象業種・事業

幅広い分野において社会情勢の変化や消費者のニーズに対応する必要があるため、対象業種・事業については限定しない。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

令和7年4月1日～令和9年3月31日とする。

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

3年間、4年間、5年間のいずれかとする。

5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

- ①人員削減を目的とした取り組みを先端設備等導入計画の認定の対象としない等、雇用の安定に配慮する。
- ②公序良俗に反する取り組みや、反社会的勢力との関係が認められるものについては先端設備等導入計画の認定の対象としない等、健全な地域経済の発展に配慮する。
- ③町税等の滞納がないこと。

(備考)

用紙の大きさは日本産業規格A4とする。